

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日起きは、  
當日が休日には、  
翌日)

た旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

平成四年十月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 山崎周作 岩美郡岩美町大字長谷八六五

平成四年三月二十八日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 山根崔幹 岩美郡岩美町大字長谷七五八

平成四年三月二十九日就任 任期平成七年三月二十八日まで

- |          |                             |
|----------|-----------------------------|
| ◇告 示     | 土地改良区の役員の就退任（農村整備課）         |
|          | 保安林の指定の解除（森林保全課）            |
|          | 開発行為に関する工事の完了（都市計画課）        |
| ◇公 安 告 示 | 遊技機の型式の検定（防犯少年課）            |
| ◇公 告     | 家畜商講習会の開催（畜産課）              |
| ◇雜 報     | 第二種大規模小売店舗についての意見の聴取（商工指導課） |

## 告 示

鳥取県知事 西 尾 邑 次

平成四年十月二十七日

## 鳥取県告示第八百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

鳥取県告示第八百三十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり岩井地区土地改良区から役員が退任し、及び就任し

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
八頭郡河原町大字高福字大ガンキャウ宮ノ上七七五の八（次の図に示す部分に限る。）、七七五の一五

平成4年10月27日 火曜日 鳥取県公報

一一 保安林として指定された目的  
なだれの防止

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び河原町役場に備え置いて縦覽に供する。)

**鳥取県告示第八百三十九号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成四年十月二十七日

平成四年十月二十七日

鳥取県公安委員会委員長 德 田 博 同

鳥取県知事 西 尼 団 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成四年六月五日 鳥取県指令受米土維第一百八号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市東福原字大沢三

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市東福原七七一

森灘利次

**公安委員会告示**

**鳥取県公安委員会告示第百五号**

次の遊技機の型式について、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十一号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認めたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

遊技機の種類	型 式	製造業者名
ぱちんこ遊技機	C.R.エルドラド3	株式会社大一商店
"	パンドラG	奥村遊機株式会社

**公 告**

家畜法（昭和24年法律第208号）第3条第2項第1号に規定する講習会を次のとおり開催する。

平成4年10月27日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第二種大規模小売店舗に係る届出事項について申出をしようとする者は、その意見を、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則（昭和49年通商産業省令第17号）第9条に定めるところにより、平成4年11月10日までに鳥取県商工労働部商工指導課に提出してください。

## 1 開催日時

平成4年11月19日（木）及び同月20日（金）9時から17時まで

平成4年10月27日

## 2 開催場所

倉吉市東巣城町2 烏取県中部総合事務所第8会議室

鳥取県大規模小売店舗審議会会長 田 中 錠 篤

## 3 講習の科目及び時間

家畜の取引に関する法令 4時間

家畜の品種及び特徴 4時間

家畜の悪癖、機能障害及び疾病 6時間

## 4 受講申込方法

所定の家畜講習会受講申込書に、写真（受講申込書提出前6ヶ月以内に撮影した縦3.5cm、横2.5cm無帽、正面、上半身像のもの）及び講習会受講手数料（3,210円）に相当する額の鳥取県収入証紙をはり付け、平成4年11月12日（木）までに所轄地方農林振興局の長を経由して知事に提出すること。

## ○法第6条第2項の届出に係るもの

## 1 届出者の名称及び住所

東伯振興株式会社

東伯郡東伯町大字徳万282-13

## 2 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地

ショッピングセンター

東伯郡東伯町大字徳万282-13

## 3 現在の店舗面積

1,086m<sup>2</sup>

## 4 増加しようとする店舗面積

255m<sup>2</sup>

## 5 店舗面積を増加する日

平成5年3月7日

## 雑 報

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和48年法律第109号。以下「法」という。）第7条第2項の規定により、次の